

役 員 等 報 酬 規 程

社会福祉法人 筑陽会

役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人筑陽会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

（常勤役員等の報酬）

第2条 理事長以外の常勤役員等については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

2 理事長については、業務に応じた役員報酬を支給することとし、その報酬については、別表1に定める額とする。

（非常勤役員等の報酬）

第3条 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（1）報酬については、別表2に定める額

（2）非常勤役員等が職務のため出張をした時は、当法人の旅費規程に基づき、旅費を支給する。

（報酬等の支給方法）

第5条 理事長に対する報酬等の支給については、毎月25日とする。但し、当日が日曜日・国民の祝日又は土曜日で、金融機関等の休日に当たるときはその前日に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬等の支払いは、当該会議等に参加した都度支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（苦情対応第三者委員・入所検討委員の勤務報酬）

第6条 苦情対応第三者委員が、法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したとき、及び入所検討委員が、入所検討委員会に参加したときは、別表2により報酬を支払うことができる。

（評議員選任・解任委員の勤務報酬）

第7条 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に参加したときは、別表2により報酬を支払うことができる。

（端数の処理）

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

（1）50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

（2）50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（重複支給の防止）

第9条 非常勤役員等が、同一日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席した場合は、評議員会に係る報酬は支給しない。

2 非常勤役員等が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に運営業務に従事したときは、理事会及び評議員会に係る別表2に掲げる報酬は支給しない。

（公表）

第10条 当法人は、この規定を持って、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第11条 この規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

（補則）

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

この規程は、令和4年6月24日から一部改正する。

この規程は、令和7年6月20日から一部改正する。

別表 1（理事長の報酬）

理事長は職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職	役員報酬額
理事長	月額 100,000円

別表 2（非常勤役員等の報酬）

名称	報酬
理事会出席報酬	日額 7,796円
評議員会出席報酬	日額 7,796円
監事監査指導報酬等	日額 7,796円
苦情対応第三者委員・入所検討委員報酬	日額 5,568円
評議員選任・解任委員出席報酬	日額 5,568円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,568円